

小樽市自治基本条例の一部見直しについて（原案の概要）

小樽市自治基本条例（以下「条例」といいます。）は、市民、議会及び市（市長その他の執行機関をいいます。以下同じ。）が、互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的として、平成26年4月1日から施行されています。

条例第36条第1項において、施行の日から5年を超えない期間ごとに、条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討することが規定されています。令和5年度は、条例施行より10年目、前回の検討から5年目を迎えるため、条例の検討を行い、その検討結果を踏まえ、条例の一部を改正します。

■ 条例の見直しに係る検討について

検討については、条例の趣旨を尊重しながら、以下の手法により行いました。

1 小樽市自治基本条例検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）の開催

学識経験者や公募等による委員を委嘱し、計5回の検討委員会を開催しました（令和5年6月5日～10月31日）。検討委員会には、市長から、条例が本来の機能を発揮し、所期の目的を達成しているかどうか、また、条例制定後の社会状況の変化に対し、条例が本市のまちづくりに適しているかどうか、について諮問しました。検討委員会では、条文ごとの取組内容などを踏まえて検討を行い、その検討結果を答申書にまとめ、令和5年11月29日、市へ提出しました。

※ 答申書では、以下の3項目について条例改正の検討が答申されました。

- （1）法改正に伴う根拠法令の追加
- （2）経営の視点の導入
- （3）住む人にも魅力あるまちづくりを進めるという趣旨の表現の追加

2 庁内での検討

答申結果を踏まえ、市長や部長職などで構成する関係部長会議を開催し、検討を行いました。

■ 改正の概要

1 法改正に伴う根拠法令の追加（第7条）

これまで、個人情報の開示等については、各自治体が定める条例に詳細な規定が置かれ、これに基づき事務を行ってきましたが、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体にも適用されることになりました。

そこで、法改正に対応した表現となるよう、第7条に根拠法令を追加します。

2 行政運営における経営の視点の導入（第20条）

人口減少や少子高齢化が進む中で、限られた財源と職員で複雑多様化する課題に対応し、持続可能なまちづくりを行うためには、最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れることが重要です。

経営の視点は、すでに総合計画に位置付けられていますので、総合計画について規定する第20条に、最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れながら、行政運営を進めるという趣旨の内容を追加します。

3 住む人にも魅力あるまちづくりの視点の明確化（第31条関係）

条例には、目指すべきまちづくりの姿として、「将来にわたってにぎわいがあり、風格ある観光都市」を規定しており（第31条）、これまで、観光施策や歴史的景観等の保全だけではなく、子育てや福祉施策などの市民生活に配慮したまちづくりを進めてきたところです。

また、自然環境や歴史的景観は、観光客だけではなく市民にとっても大切なものであることから、選ばれるまちになるという、市が目指すまちづくりの方向性をより明確にするため、第31条に、「市民にも、訪れる人にも、魅力あるまちづくりを進める」という趣旨の内容を追加します。

■ 改正後の条例の施行期日

令和6年10月1日予定（ただし、第7条の改正に係る施行期日は公布の日）